

毒物劇物危害防止標語募集要綱

1 趣 旨

毒物劇物などの化学物質は、現代社会において必要不可欠なものです。万一これらの取扱いを誤れば、重大な事故を引き起こす危険性を有しており、その取扱いには万全を期す必要があります。

しかしながら、県内では、工場等において毒物劇物の漏えい事故等が多く発生しています。

このような事故を未然に防止するためには、毒物劇物を取扱う一人ひとりが、保安意識を常に持つことが必要です。

危害防止活動を一層進め、事故のない安心・安全な山口を築くために、みなさんから広く標語を募集します。

2 主 催

山口県毒物劇物危害防止対策協議会

3 募集作品

毒物劇物に係る事故の未然防止に関する標語(作品は未発表のものに限ります。)

4 応募資格

県内の毒物劇物取扱事業所の従事者

5 応募方法

次の方法で応募してください。

(1) 官製はがき

(2) E-メール: a15400@pref.yamaguchi.lg.jp

氏名、事業所名称、所属、所在地、電話番号を明記してください。

(薬務課ホームページに掲載する様式をご使用ください。)

6 応募先

- ・ 最寄りの健康福祉センター(環境衛生薬事班又は環境薬事班)
- ・ 下関市立下関保健所(保健医療政策課)
- ・ 山口県毒物劇物危害防止対策協議会
〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部薬務課内(TEL:083-933-3018)

7 締切り

令和7年8月22日(金)

(郵送の場合は令和7年8月22日(金)までの消印有効)

8 審査及び発表

山口県毒物劇物危害防止対策協議会が毒物劇物危害防止標語応募作品審査会で審査し、表彰を行います。

9 賞

最優秀作品 1点 優秀作品 2点 佳作 3点

10 著作権

著作権は主催者に帰属し、応募作品は返却しません。

11 作品の利用

入選作品は、関連行事及び薬務課ホームページに掲示するほか、啓発資料として随時活用します。

また、毒物劇物取扱事業所においては、積極的な標語の掲示をお願いします。